

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 3 0 日

各介護保険サービス事業所管理者様

秋田県健康福祉部長寿社会課

新型コロナウイルス感染症への対応について
(訪問系サービス)

国からの4月7日付け事務連絡で、訪問系サービスにおける新型コロナウイルス感染症への対応について示されているところですが、主な内容について別添資料のとおりまとめましたので、改めて4月7日事務連絡とともに送付します。

各訪問系サービス事業所のほか、通所系サービス、居宅介護支援事業所におかれましても、御参照ください。

特に訪問系サービスは、利用者に発熱等の症状がある場合であっても、十分な感染防止対策を前提として、必要なサービスが継続的に提供されることが重要です。

引き続き、継続的な訪問サービスの提供に御尽力いただきますようお願いいたします。

感染予防対策等の詳細

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」

2019年3月 厚生労働省

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>

担当

秋田県健康福祉部長寿社会課

介護保険班 中村・和賀

電話番号 018-860-1363